

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ フ ア ン ド エ ム
 (コード番号 4771 大証ヘラクレス)
本 社 大阪府吹田市江坂町 1-23-38
代表者名 代表取締役 森 中 一 郎
問い合わせ先 取締役 管理本部長 西川洋一郎
 T E L 0 6 - 6 3 3 9 - 7 1 7 7

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更議案を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 事業目的に関する規定

事業目的に関し、事業の現状に即して事業内容の明確化を図り、あわせて今後の事業展開に備えるため、事業目的に関する規定の変更を行うものであります。（変更案第2条）

(2) 電子公告制度導入に伴う変更を行う規定

当社の公告方法を電子公告に変更し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。（変更案第5条）

(3) 会社法施行を機に新設する規定

「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行され、定款による自治が拡大されたことに伴い、次のとおり規定を新設するものであります。

①株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等に記載すべき事項について、インターネットを利用する方法で開示することが認められたことに伴う規定の新設（変更案第14条）

②取締役会における決議を書面または電磁的方法により行うことが認められたことに伴う規定の新設（変更案第23条）

③監査役の責任免除が認められたことに伴い、社外監査役への期待役割の十分な発揮のための規定の新設（変更案第29条）

(4) 文言の整理等所要の変更を行う規定

「会社法」が施行されたことに伴い、会社法の条文や文言に合わせるなど、次のとおり所要の変更を行うものであります。

①「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）に基づき、会社法施行とともに、定款に定めがあるとみなされる事項

変更案第4条（新設）：取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨

変更案第7条（新設）：株券を発行する旨

変更案第9条（変更）：株主名簿管理人を置く旨

②定時株主総会の議決権の基準日に関する規定の新設（変更案第12条）

③議決権の代理行使において代理人の員数制限をする旨の規定の変

更（変更案第16条）

⑤端株株主の権利に関する規定の削除（現行定款第7条）

⑥絶対的記載事項ではないため「取締役会の決議方法」の削除（現行定款第21条）

⑦絶対的記載事項ではないため「監査役会の決議方法」の削除（現行定款第27条）

⑧期末配当および基準日に関する規定の変更（変更案第31条）

⑨中間配当および基準日に関する規定の変更（変更案第32条）

⑩配当されるものの条件に関する規定の変更（変更案第33条）

その他用語及び字句の修正を行うものであります。

（5）取締役の任期に関する規定

最適な経営体制を機動的に構築するほか事業年度における経営責任を明確にするため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。（変更案第19条）

（6）上記各変更に伴い、条数を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線_は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社 エフアンド エムと称し、英文では F & M CO. , LTD. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生命保険の募集に関する業務及び 損害保険の代理店業 2. コンピューターソフトウェアの開 発及び販売業 3. 経営及び営業コンサルティング業 4. 法人及び個人事業主の帳簿の記帳 代行業 5. 人材育成のための教育事業並びに カウンセリング 6. 通信販売業 7. 一般労働者派遣事業 8. 有料職業紹介業 9. 情報処理システム・インターネッ トシステムに関する企画、設計、開 発、運用、保守、販売、管理、コン サルティング及び開発請負業 10. 再就職支援のためのコンサルタン ト業務 11. 事務用品の販売 12. 広告代理業及び広告宣伝業 13. 旅行業者代理業 14. 出版物の製作及び販売 15. 不動産の賃貸及び管理 16. 集金代行業務 17. 総合リース業およびその代行業務 	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 [現行どおり]</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを 目的とする。</p> <p style="text-align: center;">1. ～22. [現行どおり]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>18. ファクタリング業務</p> <p>19. 証券仲介業</p> <p>20. 金融業</p> <p>21. 債務保証業務</p> <p>22. 有価証券の売買・保有及び運用ならびに投資業、投資顧問業務</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>23. 上記に付帯する一切の業務 (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を大阪府吹田市に置く。</p> <p>[新設]</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式 (発行する株式数の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、504,000株とする。</p> <p>[新設]</p>	<p>23. <u>銀行代理業</u></p> <p>24. <u>パソコン教室の経営及びフランチャイズシステムによるパソコン教室の経営指導</u></p> <p>25. <u>法人及び個人の資産運用に関するプランニング</u></p> <p>26. <u>法人及び個人を対象とする経営・経理に関する講習会、研修会の開催</u></p> <p>27. <u>上記に付帯する一切の業務</u> (本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を大阪府吹田市に置く。</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、504,000株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p><u>(端株主の権利)</u></p> <p>第7条 当社の端株主は、<u>商法第220条ノ3第1項第3号に基づく株式の転換を請求する権利を有しない。</u></p> <p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第8条 当社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取りその他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、端株の買取りその他株式および端株に関する請求、届出の手続きおよび手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p><u>(基準日)</u></p>	<p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>[削除]</p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもって選定する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社の<u>株式に関する手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>[削除]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会 (招集時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>[新設]</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>[新設]</p>	<p>第3章 株主総会 (招集時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 [現行どおり]</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(普通決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p>	<p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主（実質株主を含む。以下同じ。）</u>に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使する事ができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、代理権を<u>証明</u>する書面を株主総会毎に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第17条 [現行どおり]</p> <p>(取締役の選任方法)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第18条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選出し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役議長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第20条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第18条 [現行どおり]</p> <p>2. 取締役の選任<u>決議</u>は、<u>議決権を行使する事ができる</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任<u>決議</u>は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内</u>に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議をもって、</u>取締役の中から取締役社長1名を選出し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第21条 [現行どおり]</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対して</u>会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>[新設]</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第22条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第23条 当社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第24条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第25条 監査役は、その互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集)</p>	<p>[削除]</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第24条 [現行どおり]</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第25条 [現行どおり]</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. [現行どおり]</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</p> <p>(監査役会の招集)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある時は、これを短縮することができる。</p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p>第27条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>[新設]</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p><u>(営業年度および決算期日)</u></p> <p>第28条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。</p> <p><u>(利益配当金)</u></p> <p>第29条 当会社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払うものとする。</p> <p><u>(中間配当金)</u></p>	<p>第28条 [現行どおり]</p> <p>[削除]</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第29条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規程する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p><u>(事業年度)</u></p> <p>第30条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p><u>(期末配当および基準日)</u></p> <p>第31条 当会社は、<u>毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p> <p><u>(中間配当および基準日)</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第30条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対して、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（中間配当という。）をすることができる。</p> <p>（除斥期間）</p> <p>第31条 利益配当金および中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>第32条 当社は、毎年9月30日を基準日として、<u>取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>（配当金の除斥期間）</p> <p>第33条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>